

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
第7分野 生涯を通じた健康支援									
1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援									
ア 包括的な健康支援のための体制の構築									
649	①	女性の身体的・精神的な健康及び女性医療に関する調査・研究を進めるとともに、女性医療に関する普及啓発、医療体制整備、女性の健康を脅かす社会的問題の解決を含めた包括的な健康支援施策を推進する。	こども家庭庁	「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」を通じて、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、人材育成等のシンクタンク機能の充実を図っている。	-	-	-	-	-
650	①	女性の身体的・精神的な健康及び女性医療に関する調査・研究を進めるとともに、女性医療に関する普及啓発、医療体制整備、女性の健康を脅かす社会的問題の解決を含めた包括的な健康支援施策を推進する。	厚生労働省	・女性の健康の包括的支援に向けた研究事業（女性の健康の包括的支援実用化研究事業及び女性の健康の包括的支援政策研究事業）において、女性の健康に関し、その特性や女性をめぐる社会変化を踏まえた研究を進めている。 ・また、女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。	・上記研究事業において、女性における様々な健康課題や、性差を認める疾患について研究を実施している。また、「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。	・引き続き、研究事業において女性の健康に関する研究を推進し、新たなエビデンスの創出を目指すとともに、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。	-	-	-
651	②	年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。	こども家庭庁	・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取組が推進されている。	・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、相談体制の整備の観点から、一定の対応ができています。	・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
652	②	年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。	文部科学省	・女性の健康について、学習指導要領に基づく着実な指導に努めている。	・学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、女性の健康に関する学習が行われている。	・引き続き、女性の健康について、学習指導要領に基づく着実な指導に努める。	-	-	平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm
653	②	年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。	厚生労働省	・女性の健康の包括的支援に向けた研究事業（女性の健康の包括的支援実用化研究事業及び女性の健康の包括的支援政策研究事業）において、女性の健康に関し、その特性や女性をめぐる社会変化を踏まえた研究を進めている。 ・また、女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。	・上記研究事業において、女性における様々な健康課題や、性差を認める疾患について研究を実施している。また、「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。	・引き続き、研究事業において女性の健康に関する研究を推進し、新たなエビデンスの創出を目指すとともに、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。	-	-	-
654	③	女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、自立支援施設等との連携）等を推進する。	内閣府	・配偶者暴力防止法の改正により、多機関連携を強化するための仕組みとして、国の基本方針及び都道府県の基本計画に、被害者の自立支援に関する施策や関係機関・団体との連携・協力を必要記載事項とするとともに、DVの防止、被害者の保護のための関係機関等により構成される協議会の設置を法定化した（都道府県による努力義務、市町村は「できる規定」）。法定協議会の参加機関については、医療・福祉関係を含め、地域の実情に応じ、広く関係機関の参加を求めることが望ましい旨周知している。	・改正配偶者暴力防止法が令和6年4月より施行されている。その円滑な施行を図るため、法定協議会について、医療・福祉関係を含め、地域に実情に応じて、広く関係機関の参加を求めることが望ましい旨を周知するなど、配偶者暴力相談支援センター等と医療・福祉関係の関係機関等との必要な連携が図られるよう努めている。	・改正法を踏まえ、引き続き、配偶者等からの暴力の被害者の支援に係る関係機関間の連携を推進していく。	-	-	-
655	③	女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、自立支援施設等との連携）等を推進する。	厚生労働省	・女性の健康支援を目的として、市町村が健康増進法に基づき実施する女性の健康相談事業において、女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについての個人の生活習慣を助成した相談指導の実施に対して補助を行っている。	・市町村における女性の健康相談は、令和4年度に延べ16,149人に実施された。	・引き続き、健康増進事業における女性の健康相談事業を実施し、女性の健康に関する相談支援体制の充実を図る。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
656	④	女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証するなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進する。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討する。 あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。また、がんをはじめとする疾患についても、治療と仕事を両立できる環境を整備する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が行う妊婦健康診査において実施すべき検査として、子宮頸がん検診を含めており、当該健診の実施費用について地方交付税措置を講じている。 ・令和4年4月1日時点において、受診券方式の市区町村のうち、93.7%の市区町村で妊婦健康診査における子宮頸がん検診の公費負担を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査の公費負担により、子宮頸がん検診の受診率向上に取り組んでいる。 ・現在、公費負担しているが、市町村によっては妊婦健康診査において子宮頸がん検診を対象に公費負担を実施していない市町村がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も妊婦健康診査の受診勧奨を推進するとともに、内閣府告示で示すすべての検査項目について、妊婦の自己負担が発生しないよう、公費負担の実施状況を把握し、事務連絡等で公費負担を促す。 	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	—
657	④	女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証するなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進する。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討する。 あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。また、がんをはじめとする疾患についても、治療と仕事を両立できる環境を整備する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康の包括的支援に向けた研究事業（女性の健康の包括的支援実用化研究事業及び女性の健康の包括的支援政策研究事業）において、女性の健康に関し、その特性や女性をめぐる社会変化を踏まえた研究を進めている。また、女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。 ・女性の健康に関する企業の取組が進むよう、厚生労働省のポータルサイト「働く女性の心とからだの応援サイト」において、女性の健康に関する取組を行っている企業事例を掲載している。 ・がんを含む回復・継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者に対する、事業場における治療と仕事の両立支援の具体的な取組を取りまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定し、周知・啓発に取り組んでいる。 ・子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた取組については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度受診対象者に対して、クーポン券を配付している。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。 さらに、令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作成した。 がんにおける治療と仕事の両立支援については、がん診療連携拠点病院に対し「がん患者の就労に関する総合支援事業」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記研究事業において、女性における様々な健康課題や、性差を認める疾患について研究を実施している。「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。「働く女性の心とからだの応援サイト」では、令和5年度に6,164,252 ページビュー数を記録している。 ・自治体においては、受診率向上施策ハンドブック（第3版）を参考に、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を活用して、がん検診の受診勧奨を実施しているものの検診受診率については横ばいであり、一層の取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研究事業において女性の健康に関する研究を推進し、新たなエビデンスの創出を目指すとともに、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。 ・厚生労働省の委託事業において、引き続き「働く女性の心とからだの応援サイト」を通じた企業事例の周知を図る。 ・引き続きガイドラインの周知・啓発により、がんを含む回復・継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できる環境を事業場が整備することを推進する。 ・引き続き、がん検診の受診率向上に向けた取組を行う。 	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	厚生労働省「国民生活基礎調査」

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
658	⑤	<p>予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討する。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もある。そのような場合を含め、ワンストップ支援センターや医療機関等の関係機関を紹介する等の連携が重要である。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進することも重要である。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化する。</p>	内閣府	<p>・性犯罪・性暴力の被害者が、ワンストップ支援センターへの相談を通じて、緊急避妊薬の利用を含めた医療的支援を受けられるよう、都道府県等に対する交付金による支援等を行っている。</p>	<p>・都道府県等に対する交付金による支援により、性犯罪・性暴力の被害者に対する医療的支援の促進が図られている。</p>	<p>・性犯罪・性暴力の被害者が、緊急避妊薬の利用を含めた医療的支援を受けられるよう、引き続き、必要な支援を行う。</p>	—	—	—
659	⑤	<p>予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討する。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もある。そのような場合を含め、ワンストップ支援センターや医療機関等の関係機関を紹介する等の連携が重要である。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進することも重要である。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化する。</p>	こども家庭庁	<p>・避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠を含め、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者を相談対象とした、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」について補助を行い、取組を推進している。</p> <p>・さらに、「性と健康の相談センター事業」の中で、予期せぬ妊娠に悩む者を把握した場合や面談等で特定妊婦と疑われる場合に、産科受診等支援を行う取組や予期せぬ妊娠などで悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるようSNS等を活用した相談支援等を行う取組を推進している。</p> <p>・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取組が推進されている。</p>	<p>・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、相談体制の整備の観点から、一定の対応ができています。</p>	<p>・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。</p>	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
660	⑤	<p>予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討する。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もある。そのような場合を含め、ワンストップ支援センターや医療機関等の関係機関を紹介する等の連携が重要である。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進することも重要である。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化する。</p>	文部科学省	<p>・性に関して、学習指導要領に基づく着実な指導に努めている。</p>	<p>・学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、性に関する指導が行われている。</p>	<p>・引き続き、性に関して、学習指導要領に基づく着実な指導に努める。</p>	—	—	<p>平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm</p>
661	⑤	<p>予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討する。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もある。そのような場合を含め、ワンストップ支援センターや医療機関等の関係機関を紹介する等の連携が重要である。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進することも重要である。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化する。</p>	厚生労働省	<p>・処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できる環境が確保できるかについて、令和5年11月より試験販売事業を実施中（日本薬剤師会に委託）。なお、事業実施に当たっては、協力薬局の参加要件として、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師が勤務していること及び地域におけるワンストップ支援センターや産婦人科医との連携を求めているところ。</p>	<p>・令和5年11月から令和6年1月の2か月にかけて、大きな混乱無く約2千の販売があるなど、試験販売事業は概ね順調に実施できている。</p>	<p>・試験販売事業の結果を踏まえ、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に販売できるか、できる場合にどのような規制等が必要かを検討する。</p>	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
662	⑥	女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育における女性医療の視点の導入を促進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学校保健会を通じて、女性の健康など、学校における保健管理の参考となる資料を作成している。 ・教員養成において、学校における保健管理の参考となる施策等の周知を行う。 ・医学教育においては、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力の学修目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に、性差医療等の視点も含めたライフステージに応じた健康管理や健康問題に関する事項などの学修目標を記載している。 また、看護学教育においても、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に、女性のライフサイクル各期の健康課題の理解などの学修目標を設けている。 なお、医学部や看護系学部等の関係者が集まる会議において、第5次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護学教育における性差医療及び女性医療の視点に係る教育の充実に向けた更なる取組を要請している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学校保健会を通じて、女性の健康など、学校における保健管理の参考となる資料を作成している。 ・教員養成において、学校における保健管理の参考となる施策等の周知を行っている。 ・全国医学部長病院長会議等の大学関係者が集まる会議等において、第5次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護学教育における性差医療及び女性医療の視点に係る教育の充実について、各大学に対して学修目標を提示するとともに継続的に要請を行うことにより、各大学における取組の更なる充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日本学校保健会を通じて、女性の健康など、学校における保健管理の参考となる資料を作成・周知する。 ・引き続き、教員養成において、関連する施策等の周知を行う。 ・大学関係者が集まる会議等において、第5次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護学教育における性差医療及び女性医療の視点に係る教育の更なる充実について、各大学に対して要請していくこととする。 なお、看護学モデル・コア・カリキュラムについては、令和6年度改訂に向けて現在検討会等を開催しその教育内容について審議中であり、性差医療等に関する教育の充実も引き続き各大学に対して要請することとする。 	-	-□	<p>平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度要請回数：2回 ・令和6年度要請回数：4回（今後の見込みを含む）
663	⑥	女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育における女性医療の視点の導入を促進する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員対象の母子保健指導者養成研修を行い、母子保健従事者の質の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健指導者養成研修においては、毎年度1,000名程度の母子保健従事者に研修を行っており、質の向上が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、母子保健指導者養成研修を行い、母子保健従事者の質の向上を図っていく。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
664	⑥	女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育における女性医療の視点の導入を促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」等を通じて、月経や更年期症状・障害など、女性における様々な健康課題について指導者向けの研修も含めたコンテンツを提供し、医療、福祉、教育等に係る人材養成、資質向上に資する取組を行っている。 医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、産婦人科を必修分野として位置づけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。 女性の健康の包括的支援に必要な人材の確保、養成及び資質の向上を図るために、引き続き適切な研修を継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。 引き続き、女性の健康の包括的支援に必要な人材の確保、養成及び資質の向上を図るために、適切な研修を継続していく。 	-	-	-
665	⑦	令和元（2019）年12月に施行された成育基本法に基づき、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の在り方の検討などを推進する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条に基づき、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定し、令和3年2月9日に閣議決定された。 令和3年2月の策定以降の制度・施策等の改正・変更や基本方針の更なる周知・広報のための施策等を反映させるため、成育医療等協議会での議論を踏まえて、全部変更を行い、令和5年3月22日に閣議決定された。 	<ul style="list-style-type: none"> 「成育医療等基本方針に基づく評価指標」を策定するとともに、母子保健を含む成育医療等に関する計画の策定に資するよう「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」を作成している。 「健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト」に評価指標等の地方公共団体別データを掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における、国レベルの指標について、現状値と中間評価（令和7（2025）年度目途）に係る目標値を示しており、最終評価（令和10（2028）年度目途）に係る目標値については、中間評価の結果等を踏まえ、改めて示す予定としている。 	-	-	https://sukoyaka21.cfa.go.jp/wp-content/uploads/2023/06/eibbpcrm_01.pdf https://index.infanthces.ncchd.go.jp/pub/

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
666	⑧	不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、薬物乱用の危険性や有害性に関する情報等で構成する広報啓発用パンフレットを作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察を通じ、広く一般国民に配布した。 ・毎年度、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族に向けた再乱用防止のための広報啓発用パンフレットを作成し、相談・支援窓口等に関する情報提供を行った。 ・令和5年度からは、X（旧Twitter）におけるターゲティング広告を実施し、若年層に向けた広報・啓発を強化し、薬物乱用の危険性や有害性等について、理解の浸透を図った。 ・少年鑑別所からの依頼により、薬物乱用防止教室を開催した。 ・少年の薬物再使用防止を図るため、本人や保護者等の申出に応じて継続的な指導や助言、カウンセリング等を行う継続補導を実施するとともに、再使用に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関との協働による活動を念頭に、継続的な声掛けや、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物事犯の検挙人員は近年横ばいで推移し、令和4年には減少傾向がみられたところ、令和5年は前年より増加した。 ・覚醒剤の検挙人員は長期的に減少傾向にある。 ・大麻事犯の検挙人員は増加傾向が続いていたところ、令和5年は過去最多となるとともに、統計を取り始めて以降、初めて覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。 ・特に若年層による大麻の乱用拡大が深刻であることから、一層の取組が必要である。 ・少年の薬物乱用による検挙人員は増加傾向にある中、特に大麻事犯は検挙人員全体の約2割を少年が占めるなど、憂慮すべき状況にあることから、関係機関と連携した乱用防止活動や、検挙された少年が再使用に走らないための立ち直り支援活動を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第六次薬物乱用防止5か年戦略」に基づき、関係機関と連携の下、引き続き、厳正な取締りに加え、積極的な広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する機運の醸成を図っていくほか、薬物再使用防止に向けた相談活動の充実を図っていく。 ・引き続き、少年の再使用防止のため、薬物乱用防止活動や立ち直り支援事業を推進する。 	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年における組織犯罪の情勢（警察庁刑事局組織犯罪対策部） ・第六次薬物乱用防止5か年戦略（令和5年8月策定薬物乱用対策推進会議）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
667	⑧	不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進する。	法務省	<p>①検察において、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、厳正かつ適切な対処に努めている。</p> <p>②刑事施設において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者に対し、薬物依存離脱指導を実施し、令和5年度の同指導受講開始人員は、6,869名であった。</p> <p>また、令和5年度に大麻使用歴のある薬物依存離脱指導対象者に対する大麻に関する補助教材を配布している。</p> <p>②少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者に対し、薬物非行防止指導を実施し、令和5年度の同指導受講終了人員は、334人であった。</p> <p>また、令和5年度から、大麻使用歴のある在院者に対し、大麻に関する指導教材を用いた指導を実施している。</p> <p>③保護観察所において、依存性薬物の使用等の問題がある保護観察対象者に対する薬物再乱用防止プログラムを実施し、令和5年度中の同プログラム受講者は2,661名であった。</p> <p>同プログラムは、令和4年度に公表した効果検証の結果や外部有識者による検討会の報告等に基づき、プログラムの内容を見直したり、大麻事犯者用の新課程を追加したりする改訂を行ってきた。</p>	<p>①事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、厳正かつ適切な対処がなされている。</p> <p>②刑事施設においては、令和4年度に公表した効果検証の結果を踏まえて、薬物依存の重症度を踏まえた対象者選定を行うなどの特性に応じた指導を推進した。</p> <p>②取組について一定の評価ができるが、対象者の特性に応じた指導及び社会内処遇と一貫性のあるプログラムを実施するなど、効果的な指導等の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>③改訂した左記プログラムは、効果検証及び外部有識者による検討会での指摘等を反映した内容となっている。今後も引き続き、効果検証等の結果を踏まえて、内容の不断の見直しを行う必要がある。</p>	<p>①引き続き、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、厳正かつ適切な対処に努める。</p> <p>②刑事施設においては、引き続き、効果検証の結果等を踏まえ、薬物の自己使用者に対する効果的な指導及び社会復帰支援を推進する。</p> <p>②引き続き、少年院において、薬物の自己使用者に対し、効果的な指導及び社会復帰支援を推進する。</p> <p>③引き続き改訂した左記プログラムを含む、依存性薬物への依存等の問題を抱える保護観察対象者に対する効果的な処遇を実施する。また、左記プログラムについては、引き続き不断の見直しを行い、更なる充実強化を図る。</p>	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	—	<p>②薬物非行防止指導受講終了人員：334人</p> <p>※男女別の数値なし</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
668	⑧	不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進する。	厚生労働省	<p>・末端使用者への再使用防止対策の部分についての施策の取組状況については、麻薬取締部で実施している再乱用防止対策事業により、薬物事犯者（初犯）等に対して面談等による支援を実施している。</p> <p>●向精神薬等の監視・取り締まりを推進の部分についての施策の取組状況については、令和5年8月に策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係機関と連携した取組を実施しているとともに、立入検査を実施して、正規流通の監視・監督を実施している。</p> <p>◎社会復帰支援の施策としては、薬物依存症に対応できる専門医療機関や治療拠点機関の選定、相談拠点の設置、及び薬物依存症やその家族を切れ目なく支援するための民間団体支援がある。</p>	<p>・末端使用者への再使用防止対策の部分について、薬物事犯により検挙され、保護観察が付かない全部執行猶予判決を受けた者に対する支援がこれまで整備されていなかったが、本事業ではこのような者に対する支援を実施していることから、本事業は効果的なものと評価している。</p> <p>●向精神薬等の監視・取り締まりを推進の部分についての施策の取組状況については、向精神薬等の関係法令に係る検挙件数、人員、立入検査実施率及び違反業務所件数（違反率）にて評価。</p> <p>◎都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という）において、薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進している。（令和5年度末時点） 専門医療機関 54自治体 治療拠点機関 43自治体 また、都道府県等に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの相談支援を行った。相談拠点においては令和5年度末時点で全ての都道府県等に設置している。さらに、回復に向けて切れ目なく支援するために、自助グループ等民間団体の活動を支援した。</p>	<p>・末端使用者への再使用防止対策の部分について、関係機関との連携をより強化する等、支援対象者数を増加できるよう検討する。</p> <p>●向精神薬等の監視・取り締まりを推進の部分についての施策の取組状況については、引き続き、自治体と連携した立入検査の実施及び継続的な監視・監督の実施。</p> <p>◎地域により専門の医療従事者がいない等の理由により全ての都道府県等において専門医療機関、治療拠点機関の選定には至っていないため、薬物依存の治療・相談に係る医療従事者等の人材育成を実施することで、専門医療機関や治療拠点機関の選定を推進していく。</p>	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	<p>—</p> <p>目標2（1）薬物依存症者等への医療提供体制の強化 （3）地域社会における本人・家族等への支援体制の充実</p>	—
669	⑨	精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講ずる。ストレスチェック実施や産業医の配置が義務付けられていない中小事業所で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講ずる。	厚生労働省	<p>・産業保健の専門人材がいない小規模事業場を含めた事業場に対して、全国47都道府県に設置している産業保健総合支援センターにおいて、メンタルヘルスの専門家を配置し、セミナーや専門的相談対応、事業場を訪問してのメンタルヘルス対策の導入支援等を行っている。</p> <p>・また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、小規模事業場の取組事例を含めた職場のメンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を行っている。</p>	<p>・未だ小規模事業場における取組は低調となっており、引き続き、小規模事業場における健康確保対策への支援を推進していく必要がある。</p>	<p>・産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策の導入支援や、「こころの耳」における小規模事業場の取組事例やセルフチェックツールを充実させること等により、小規模事業場を含めた事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる推進を図っていく。</p>	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
イ 妊娠・出産に対する支援									
670	①	市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。	こども家庭庁	・妊婦健康診査の公費負担の状況について、各自治体の取り組み状況を調査し、結果を公表することで、更なる充実を働きかけている。	・妊婦健康診査の公費負担額は、年々増加しており、妊婦の経済的負担の軽減が図られている。	・妊婦健康診査の公費負担については、引き続き、自治体へ対し、更なる充実を促していく。	—	—	—
671	①	市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。	厚生労働省	・法令に基づき、出産育児一時金及び出産手当金の支給並びに産前産後・育児休業期間中の社会保険料免除を行っており、出産育児一時金については、令和5年4月より42万円から50万円に引き上げを行ったところ。	・出産育児一時金の支給実績（R3）85万件 3,574億円 ・出産手当金の支給実績（R3）328千件 150,878百万円 ・保険料免除の実施件数（R4）49万人 引き続き適切な支給に努めていく。	・令和5年4月からの出産育児一時金の50万円への大幅な引上げや、令和6年5月より運営を開始した「出産なび」を通じた出産費用の見える化の効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。	—	—	—
672	②	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、保険適用を実現する。同時に、保険適用までの間、現行の助成制度を大幅に拡充する。	こども家庭庁	・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定治療支援事業について、令和2年度に所得制限と通算女性上限回数制限を廃止することで、制度を大幅に拡充した。令和4年4月からの保険適用に向けて、令和3年度には経過措置として年度をまたぐ1回の治療についても助成を行った。	・不妊治療の保険適用を実現し、不妊治療の経済的負担の軽減を図った。保険適用にあたっては、特定治療支援事業の拡充および経過措置を通じて円滑な移行が実現された。	・必要に応じて、課題があれば対応を行う。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
673	②	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、保険適用を実現する。同時に、保険適用までの間、現行の助成制度を大幅に拡充する。	厚生労働省	・不妊治療については、関係審議会における議論や、関係学会が作成した「診療ガイドライン」を踏まえ、令和4年4月から保険適用されている。	・不妊治療に係る診療行為の算定がある診療報酬明細書の件数は、令和4年度で総計125万5千件、令和5年度で総計132万8千件であり、取組について一定の評価はできるものの、今後の推移を注視していく必要がある。	・今後の対応については、令和6年度の診療報酬改定等を踏まえ、検討を行っていく。	—	—	・不妊治療に係る診療行為の医療費は、令和4年度で総計897億円、令和5年度で総計991億円。 ・不妊治療に係る診療行為の算定がある診療報酬明細書の件数は、令和4年度で総計125万5千件、令和5年度で総計132万8千件。
674	③	不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊専門相談センター機能の拡充を図る。	こども家庭庁	・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96箇所であり、取り組みは推進されている。（令和4年度以降、不妊専門相談は性と健康の相談センターの一部として実施されている。） ・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。また、令和5年度からは性感染症などの疾病等に関する受診を含めた産科受診の支援を行うなど、拡充をしている。	・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、相談体制の整備の観点から、一定の対応ができています。	・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。	不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	—	—
675	④	不妊治療について職場での理解を深め、男女がともに不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を進める。	厚生労働省	・企業における不妊治療と仕事との両立支援のための環境整備を推進するため、研修会の実施、取組みを支援するマニュアルの作成・配付、取り組む企業のインセンティブのためのくるみプラス認定、中小企業に対する助成金の支給を行うとともに、労働者への理解を促すためのハンドブックや両立支援のための情報を提供するガイドブックの作成・配付、女性誌への広告掲載を行った。	・マニュアル等の作成・配付、助成金の支給などは企業の不妊治療と仕事との両立に係る取組に資するものであった。	・引き続き労使に不妊治療と仕事との両立について、周知啓発、企業への支援を行っていく。	不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
676	⑤	小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん治療に伴う不妊に対しても、新たな支援を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を実施し、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かることができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図っている。また、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業により、患者の費用負担軽減と、研究促進を実施している。令和3年度は1061件、令和4年度は1727件（うち、妊孕性温存療法1560件、温存後生殖補助医療167件）と利用実績は増加傾向であることから、一定の評価ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き研究の促進と事業の活用を推進していく。 	-	-	-
677	⑥	女性健康支援センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談体制を強化し、市町村や医療機関への同行支援や、学校や地域の関係機関とも連携する。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難を抱える場合においては、より手厚い支援を行えるようにする。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠を含め、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者を相談対象とした、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」について補助を行い、取組を推進している。 ・さらに、「性と健康の相談センター事業」の中で、予期せぬ妊娠に悩む者を把握した場合や面談等で特定妊婦と疑われる場合に、産科受診等支援を行う取組や予期せぬ妊娠などで悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるようSNS等を活用した相談支援等を行う取組を推進している。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取組が推進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、一定の対応ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
678	⑥	女性健康支援センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談体制を強化し、市町村や医療機関への同行支援や、学校や地域の関係機関とも連携する。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難を抱える場合においては、より手厚い支援を行えるようにする。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康支援を目的として、市町村が健康増進法に基づき実施する女性の健康相談事業において、女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについての個人の生活習慣を助産した相談指導の実施に対して補助を行っている。 困難な問題を抱える女性に対する中長期的な支援は、女性自立支援施設において行われており、心理的ケアや就職に向けた支援を行うとともに、退所された女性が円滑に地域生活を営めるよう、「女性自立支援施設退所者自立生活援助事業」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における女性の健康相談は、令和4年度に延べ16,149人に実施された。 「女性自立支援施設退所者自立生活援助事業」について、令和5年度は8都道府県において実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、健康増進事業における女性の健康相談事業を実施し、女性の健康に関する相談支援体制の充実を図る。 女性自立支援施設退所者自立生活援助事業を含め、引き続き必要な支援を実施する。 	-	-	<p>女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円</p> <p>困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性自立支援施設退所者自立生活援助事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数</p>
679	⑦	母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。また、改正された男女雇用機会均等法の着実な施行により、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 事業主等、女性労働者向けパンフレット、リーフレットの作成、厚生労働省ホームページ、「働く女性の心とからだの応援サイト」への掲載、女性誌への広告等により母性健康管理指導事項連絡カードの周知を図った。 また、男女雇用機会均等法により、事業主に義務付けられた妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置等の徹底について、周知及び指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決を図られるよう援助を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> サイトへの掲載、関連資料の配付、女性誌への掲載等により、母性健康管理指導事項連絡カードの活用の一助となった。 また、男女雇用機会均等法の周知徹底や履行確保を図るため、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による企業訪問や是正指導を行ったことで、男女雇用機会均等の更なる推進に一定の効果があったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、資料の作成・配付、サイトへの掲載等により母性健康管理指導事項連絡カードの普及促進を図っていく。 また、引き続き男女雇用機会均等法の周知・啓発を行うとともに、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して是正指導を行い、法律の履行確保を図っていく。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
680	⑧	産後うつや早期発見など出産後の母子に対する適切な心身のケアを行うことができるよう、「子育て世代包括支援センター」等の関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じ、産後ケア事業の全国展開や産前・産後サポートの実施を通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築する。シングルマザーをはじめ、出産・育児において、家族・親族の支援を得られにくい女性に対しても、手厚い支援を行えるようにする。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度より、市区町村において、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとしている。 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行うために、産前・産後サポート事業や産後ケア事業の実施を推進している。 令和3年度より、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」における「家庭生活支援員の派遣等を利用するために必要な経費」の利用者負担を、自治体の判断により設定を可能とさせることで、利用促進や利用者負担の緩和に繋げる様に進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「こども家庭センター」は、令和6年5月1日時点で876市区町村で実施しており、全ての妊産婦等に対する相談支援体制を整えているが、更なる設置を推進する必要がある。 令和5年度において、産前・産後サポート事業は812市区町村、産後ケア事業は1,547市区町村で実施されており、妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築が図られている。 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は創設以来、多くの母子世帯が利用している。近年でも毎年全国において延べ2万件程度の利用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「こども家庭センター」について、全国展開に向けて更なる支援の推進を行う必要がある。 引き続き、産前・産後サポート事業や産後ケア事業の実施を推進する。 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、シングルマザーをはじめ、出産・育児において、支援を得られにくい女性は、手厚い支援が必要である。今後もより多くの自治体が本事業を実施できるよう、引き続き支援を推進していく。 	-	-	-
681	⑨	産後うつやリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促す。公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月に父親に対する相談支援及び両親学級の参加促進をするため、自治体宛てに父親支援に関する自治体の取組事例や活用可能な国庫補助を示した。 また、令和4年度より「母子保健対策強化事業」において、市町村が両親学級等のオンライン実施といった支援体制等の強化を行った場合に補助を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健対策強化事業を実施し、両親学級等の充実等のための支援体制等の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「母子保健対策強化事業」を通じて、両親学級等の充実等のための支援体制等の強化を図る。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
682	⑨	産後うつリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促す。公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が、育児・家事に向き合うことを後押しするため、企業版両親学級の推進などによって男性労働者の意識改革などに取り組んでいる。この他、男性が育児休業を取得し、子育てに参画しやすくなるための環境整備としては、以下の事項を内容とする育児・介護休業法の改正を令和3年に行い、令和4年4月1日以降、順次施行した。 － 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設（令和4年10月1日施行） － 従業員数1,000人超の事業主を対象に、男性の育児休業取得率等の公表を義務づけ（令和5年4月1日施行） ・なお、男性の育児休業取得率等の公表については、令和6年5月に育児・介護休業法を改正し、対象事業主を従業員数1,000人超から300人超に拡大（令和7年4月1日施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法を改正し、特に男性の育児休業の取得の促進を図るとともに、男女問わず仕事と育児等を両立できる職場環境の整備の促進を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業等取得率の公表が義務となる事業主が、従業員数1,000人超の事業主から従業員数300人超の事業主に拡大することなどを内容とする改正育児・介護休業法が今後施行されるため、同改正法の円滑な施行を含め、引き続き育児・介護休業法の着実な履行確保を図る。 	-	-	-
683	⑨	産後うつリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促す。公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 【公共交通機関】 ・公共交通機関等にて掲出するポスターを作成するとともにSNSを活用して子供連れの乗客等への配慮等を求める、ベビーカーキャンペーンを実施している。 【都市公園】 ・都市公園において、男性トイレを含めたベビーベッド付トイレ等の整備を推進するなど、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行っている。 【建築物】 ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、乳幼児対応の便房を標準整備と定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 【公共交通機関】 ・子供連れの乗客等への配慮を示すベビーカーマークがあり、公共交通機関等と連携したポスター掲示とともにSNSを活用したベビーカーキャンペーンを実施することで、着実にベビーカーマークの認知度が向上している。 【都市公園】 ・都市公園において、男性トイレを含めたベビーベッド付トイレ等の整備されるなど、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備が行われた。 【建築物】 ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、乳幼児対応の便房を標準整備と定め、同内容の周知を行い子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【公共交通機関】 ・引き続きベビーカーキャンペーンについて推進していく。 【都市公園】 ・都市公園において、引き続き男性トイレを含めたベビーベッド付トイレ等の整備を推進するなど、男性が子育てに参画しやすくなるための施策の推進を継続する。 【建築物】 ・引き続き、乳幼児対応の便房を標準整備としている旨の周知を行い、子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
684	⑩	妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、ベビーカーマークの普及促進を図る。	国土交通省	・ベビーカーマークの効果的な認知度向上のため、公共交通機関等にて掲出するポスターを作成するとともにSNSを活用してベビーカーキャンペーンを実施している。	・公共交通機関等と連携したポスター掲出とともにSNSを活用することで、着実にベビーカーマークの認知度が向上している。	【今後の検討課題】 ・認知度は向上しているものの、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においては、令和7年度までにベビーカーマーク認知度を50%とする数値目標が掲げられており、さらなる認知度向上のための取組が必要である。 【今後の方向性】 ・公共交通機関等にて、ポスターの掲示やチラシの配布を行うとともにSNSを活用することで、引き続きベビーカーマークの認知度向上を図る。	-	-	国土交通行政インターネットモニターアンケート「公共交通機関などにおけるベビーカーの利用について」
685	⑪	若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質が高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進する。	厚生労働省	・医師の働き方改革による産科医師の労働環境の改善を推進していくため、以下の事業を実施している。 －「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 －「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 －「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」 ・周産期医療体制については、ハイリスクの妊産婦の分娩等を可能にするため、令和6年度からの第8次医療計画で、都道府県が、一周産期母子医療センターを基幹として集約化・重点化 －分娩取扱施設と、妊婦健診や産前産後ケアを実施する施設等の役割分担・連携 －集約化・重点化により分娩取扱施設までのアクセスが悪化する地域に居住する妊産婦に対する対策 等に関する施策をまとめた。 ・医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保するため、令和6年度から新たに、こども家庭庁と連携し、遠方の分娩施設で出産する必要がある妊婦の交通費や宿泊費に対する財政支援を行っている。	・医師の働き方改革による産科医師の労働環境の改善を引き続き推進していく必要がある。 ・都道府県は医療計画に基づき、今後集約化等の実現に取り組む必要がある。	・引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。 ・各都道府県が策定した医療計画に基づき、集約化・重点化を図りながら、地域の実情に応じた周産期医療体制を確保することが重要であり、厚生労働省においては、こうした都道府県の取組を支援するため、地域医療介護総合確保基金等による財政支援を行っていく。	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
686	⑫	出生前診断等に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭審議会 科学技術部会 NIPT等の出生前検査に関する専門委員会において、出生前検査の基本的考え方、妊婦等への情報提供、NIPTに係る新たな認証制度等について検討を行い、令和3年5月に報告書を取りまとめた。 ・これを踏まえ、日本医学会に出生前検査認証制度等運営委員会が設置され認証制度が開始され、令和4年には認証施設（医療機関・検査分析機関）が公表された。 また、同専門委員会において、出生前検査の臨床研究において、考慮すべき倫理的・社会的課題、求められる体制および研究の対象等について、検討を行い、令和6年3月に報告書を取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な制度等の在り方について検討が行われ、具体的な認証制度が開始されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、課題があれば対応を行う。 	-	-	-
687	⑬	遺伝性疾患や薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・さらに、令和6年度より、「性と健康の相談センター」の中で、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を行う取組を推進している。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取組は推進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、相談体制の整備の観点から、一定の対応ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。 	-	-	-
688	⑬	遺伝性疾患や薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ①国立成育医療研究センターに「妊娠と薬情報センター」を設置し、妊娠中や妊娠を希望される女性で、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ女性の相談に対応している。また、全国47都道府県の拠点病院に「妊娠と薬外来」を設置しており、各地域の相談外来で相談に対応している。 ②相談事業等により収集された情報や国内外の最新の科学的知見等を踏まえ、科学的知見等を整理・評価し、それらに基づく添付文書改訂の方向性を取りまとめた報告書を作成する。医薬品の選定に当たっては、相談件数が多いなど、医療現場におけるニーズが高いと考えられる薬剤を優先することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ①施策内容に基づき「妊娠と薬情報センター」が運営されている。同センターに寄せられた相談のほかにも、相談の窓口となる拠点病院（連携医療機関）が全国に整備されるなど、相談受付・情報収集業務は順調に運用されている。 ②相談事業等により収集された情報や国内外の最新の科学的知見等を踏まえ、カルベジロール及びピソプロロールについて、添付文書の禁忌「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」の適正性を検討し、報告書を作成した。その報告書に基づきさらなる検討が行われ、妊婦禁忌が解除された。 	<ul style="list-style-type: none"> ①人材育成に力を入れてきた結果、拠点病院の担当医師や薬剤師のスキルの均てん化が進み、妊娠と薬情報センターのシステムには乗らないような現場で解決される事例も増えていると予想している。また、拠点病院も56施設から60施設に増加しており、カウンセリングの質は保ちつつ、相談数が増えるものと考えている。 ②添付文書改訂を検討する医薬品の品目数をこれまでよりも増やしていくことを検討している。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
ウ 年代ごとにおける取組の推進									
(ア) 学童・思春期									
689	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）	こども家庭庁	・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取り組みは推進されている。 ・令和4年3月には、若者向けのポータルサイト「スマート保健相談室」を公開し、性・妊娠等に関する正しい情報や相談窓口などの周知を行っている。	・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、スマート保健相談室の公開も含め、プレコンセプションケアの観点からは一定の対応できている。	・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	—
690	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）	文部科学省	・女性の健康について、学習指導要領に基づき着実な指導に努めている。	・学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、女性の健康に関する学習が行われている。	・引き続き、女性の健康について、学習指導要領に基づき着実な指導に努める。	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
691	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）	厚生労働省	・女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。 ・子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた取組については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者に対して、クーポン券を配付しているまた、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。 さらに、令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作成した。	・「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。 ・自治体においては、受診率向上施策ハンドブック（第3版）を参考に、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を活用して、がん検診の受診勧奨を実施しているものの検診受診率については横ばいであり、一層の取組が必要である。	・引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。 ●引き続き、がん検診の受診率向上に向けた取り組みを行う。	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	厚生労働省「国民生活基礎調査」
692	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項	こども家庭庁	・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96箇所であり、取り組みは推進されている。 ・令和4年3月には、若者向けのポータルサイト「スマート保健相談室」を公開し、性・妊娠等に関する正しい情報や相談窓口などの周知を行っている。 ・「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める」とされた。	・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、スマート保健相談室の公開も含め、プレコンセプションケアの観点からは一定の対応できている。	・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。 ・「こども未来戦略」を踏まえ、プレコンセプションケアの取組を進める。	不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
693	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項	文部科学省	・性に関して、学習指導要領に基づく着実な指導に努めている。	・学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、性に関する指導が行われている。	・引き続き、性に関して、学習指導要領に基づく着実な指導に努める。	不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	—	平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm
694	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項	厚生労働省	・女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。	・「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。	・引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。	不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	—	—
695	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、女性の生涯を見通した健康な身体づくりに関する事項	こども家庭庁	・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取り組みは推進されている。	・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、相談体制の整備の観点からは一定の対応ができています。	・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。	—	—	—
696	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、女性の生涯を見通した健康な身体づくりに関する事項	文部科学省	・女性の健康について、学習指導要領に基づく着実な指導に努めている。	・学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、女性の健康に関する学習が行われている。	・引き続き、女性の健康について、学習指導要領に基づく着実な指導に努める。	—	—	平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
697	①	学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。 ・睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、女性の生涯を見通した健康な身体づくりに関する事項	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。 ・「健康日本21（第二次）」に係る取組の一環として、 ・「健康づくりのための身体活動基準2013」等を活用し、身体活動・運動に関する普及啓発等に取り組んだ。 ・「健康づくりのための睡眠指針2014」等を活用し、睡眠に関する普及啓発等に取り組んだ。 ・受動喫煙の影響を特に受けやすい、妊婦や子ども、その家族などを対象としたイベント等において、喫煙と健康問題に関する普及啓発を行った。 ・食生活改善普及運動等を通じ、適切な量と質の食事をとる者の増加に向けて普及啓発等に取り組んだ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。 ・「健康日本 21（第二次）」の最終評価においては、 ・一日の歩数や運動習慣者の割合は変わらないと評価された。 ・睡眠による休養を十分にとれていない者の割合は増加しており、悪化していると評価された。 ・未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙、受動喫煙の機会を有する者の割合は目標値に達していないが、改善傾向にあると評価された。 ・適正体重を維持している者の割合と野菜摂取量の平均値は変化なし、食塩摂取量は改善傾向にあると評価された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。 ・令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」に基づき各領域の取組を推進する。 	-	-	健康日本21（第二次）最終評価報告書
698	②	10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進する。 また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図る。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠を含め、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者を相談対象とした、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」について補助を行い、取組を推進している。 ・さらに、「性と健康の相談センター」の中で、予期せぬ妊娠に悩む者を把握した場合、面談等で特定妊婦と疑われる場合には、産科受診等支援を行う取組や予期せぬ妊娠などにより悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるようSNS等を活用した相談支援等を行う取組を推進している。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取り組みは推進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、一定の対応ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
699	②	10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進する。 また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防に必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 性に関して、学習指導要領に基づく着実な指導に努めている。 養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図るよう周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、性に関する指導が行われている。 養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図るよう周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、性に関して、学習指導要領に基づく着実な指導に努める。 養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図るよう引き続き周知を行う。 	—	—	平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm
700	②	10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進する。 また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防に必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 性感染予防のリーフレットの配布や、厚生労働省ウェブサイトの更新、内閣府における政府広報等により、性感染予防のための啓発を実施。 検査へのアクセス向上のため、性感染症検査や相談の情報を集約した性感染症検査・相談マップのサイトを作成した。また、インターネットやSNSの広告と連携し、性感染症に興味がある層へ効果的に検査や相談に取り組む啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発のためのウェブサイト等へのアクセス数が著しく増加したため、一定の周知効果があったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、必要に応じた性感染症に関するウェブサイトの更新や、ポスターや動画等による予防啓発を検討していく。 	—	性感染症の定点当たり報告数（男女別）	感染症発生動向調査（全数把握） 梅毒（定点） クラミジア 淋菌 性器ヘルペス 尖圭コンジローマ

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
(イ) 成人期									
701	①	約8割の女性が就業していることから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備する。また、職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進める。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝える。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。 企業における取組が進むよう、厚生労働省のポータルサイト「働く女性の心とからだの応援サイト」において、女性の健康に関する取組を行っている企業事例を掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270ページビュー数を記録している。 「働く女性の心とからだの応援サイト」では、令和5年度に6,164,252ページビュー数を記録している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。 厚生労働省の委託事業において、引き続き「働く女性の心とからだの応援サイト」を通じた企業事例の周知を図る。 	-	-	-
702	①	約8割の女性が就業していることから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備する。また、職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進める。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝える。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 職域における女性の健康増進を推進するため、この数年、健康経営度調査において女性の健康に関する設問を充実させており、職場等における女性の健康に関する研修等についても評価している。加えて今年度からは、多様な従業員が心身ともに健康に働ける環境整備という観点から、事由を問わない在宅勤務・テレワークの導入状況を含め、柔軟な働き方を確保するための企業の取組を評価することとしたところ。また、男女双方に若い世代から健康意識を高めてもらうための身近なテーマとしてプレコンセプションケアについての設問をアンケートとして新設した。 更に、健康経営優良法人認定事務局との連携により11月には女性の健康に関するシンポジウムを開催し、企業の好事例等を発信する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業における女性の健康支援については、婦人科系がん検診への受診費用補助率が大規模企業部門で8割を越えるなど、取り組む企業は増加している。 他方で、取組の質の向上や、中小企業への浸透についてはまだ課題が残るため、さらなる普及啓発が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康課題について、健康経営に関心のある企業を対象としたセミナーや実証事業を実施し、引き続き普及啓発を行う。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
703	②	子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた取組については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者に対して、クーポン券を配付しているまた、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。 ・さらに、令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体においては、受診率向上施策ハンドブック（第3版）を参考に、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を活用して、がん検診の受診勧奨を実施しているものの検診受診率については横ばいであり、一層の取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、がん検診の受診率向上に向けた取り組みを行う。 	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	厚生労働省「国民生活基礎調査」
704	③	国家公務員および地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。（再掲）	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員健康週間」（毎年10月1日から同月7日まで）において、本府省、地方支分部局等の健康管理者等を対象に、婦人科検診の重要性を含めた、女性の健康に関する講演会を開催し、意識啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の健康に関する講演会」は、令和4年度224名、令和5年度449名が受講。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「国家公務員健康週間」において、婦人科検診の重要性を含めた、女性の健康に関する講演会を開催することにより、国家公務員の意識啓発を図る必要がある。 	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	—
705	③	国家公務員および地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。（再掲）	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が出席する会議の機会を捉まえて、女性職員が受診しやすい環境整備を促進するよう助言を実施。 ・（一財）地方公務員安全衛生推進協会が毎年実施する地方公務員健康状況等調査（※）について、総務省からも地方公共団体へ協力依頼を行い、地方公共団体における子宮頸がん検診及び乳がん検診の実施状況について実態把握に努めている。 （※ 調査対象団体数：約350団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記調査によれば、子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施している団体は調査対象の6割を超えており、第5次男女共同参画基本計画の子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の成果目標50%を上回る実施率となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き女性職員が受診しやすい環境整備の促進を図っていくため、地方公共団体における女性職員が受診しやすい環境整備の促進に向けて、各種会議等の機会を捉えて引き続き要請を実施する。 	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	令和4年度 子宮がん検査実施率 64.4% 乳がん検査実施率 62.7% （一財）地方公務員安全衛生推進協会「地方公務員健康状況等の現況」（令和5年12月）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
706	③	国家公務員および地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。(再掲)	人事院	・「国家公務員健康週間」(毎年10月1日から同月7日まで)等において、女性職員に対する意識啓発や受診しやすい環境整備を行うよう各府省に周知している。	・令和4年度において、一般職国家公務員では約25,000人が子宮頸がん検診を、約26,000人が乳がん検診を受診している。ただし、令和3年度との比較では若干減少しており、引き続きの取組が必要である。	・引き続き、女性職員が受診しやすい環境となるよう各府省へ周知等を行うことにより取組を推進する。	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	令和4年度における一般職国家公務員全体の子宮頸がん検診受診者数24,668人・乳がん検診受診者数26,143人
707	④	HIV/エイズ、梅毒をはじめとする性感染症は、次世代の健康にも影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。	厚生労働省	・HIV/性感染症予防のための行動経済学(ナッジ)を活用したリーフレットの配布や、厚生労働省ウェブサイトへの更新、インターネットのバナー広告、イベント、コミュニティセンターの活用等により、HIV/性感染症予防のための啓発を実施。 ・HIV/性感染症の検査や相談へのアクセス向上のため、検査や相談窓口の情報を集約したサイトを立ち上げた。 ・抗HIV治療ガイドラインや、医療従事者向けの梅毒の包括的な診療の手引き等の作成に取り組んでいる。	・インターネットやSNS等を活用し、様々な層に適した行動変容を促す効果的な啓発を推進することができた。 ・HIV/エイズ、性感染症検査・相談マップへのアクセス数は著しく増加し、検査や相談を希望する人への周知効果があったと考えられる。	・HIV/エイズの発生動向把握や、梅毒の急拡大の要因究明をふまえた性感染症に関する疫学研究等を推進するとともに、自治体が実施する予防等の啓発、検査体制の整備、医療従事者への報提供や研修機会の提供等への支援を継続する。	—	性感染症の定点当たり報告数(男女別)、HIV/エイズ	・エイズ動向委員会による発生動向年報(新規HIV感染者数、新規エイズ患者数、保健所検査数等) ・感染症発生動向調査(全数把握)梅毒(定点)クラミジア淋菌生殖器ヘルペス尖圭コンジローマ
708	⑤	個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。 ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内胎・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること(プレコンセプションケア)に関する事項	内閣府	・令和4年度より、内閣府にて新採用職員及び管理職(課室長級)を対象とした「女性の健康」に関する研修を実施している。令和5年度の研修では、研修受講対象者を新採用職員及び管理職に加え、補佐級、係長級は必須受講とし、受講対象者を拡大した。	・子宮頸がんや乳がんといった女性に多く見られる特有の病気についてその検診を促す内容も当該研修には含まれており、男女問わずその重要性を知る機会を提供している。	・当該研修の実施を継続するとともに、研修受講対象者のさらなる拡大を検討する。	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
709	⑤	<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <p>・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	こども家庭庁	<p>・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。</p> <p>・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。</p> <p>・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96箇所であり、取り組みは推進されている。</p> <p>・令和4年3月には、若者向けのポータルサイト「スマート保健相談室」を公開し、性・妊娠等に関する正しい情報や相談窓口などの周知を行っている。</p> <p>・「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める」とされた。</p>	<p>・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、スマート保健相談室の公開も含め、プレコンセプションケアの観点からは一定の対応できている。</p>	<p>・引き続き、令和7年度においても、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。</p> <p>・「こども未来戦略」を踏まえ、プレコンセプションケアの取組を進める。</p>	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
710	⑤	<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <p>・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	厚生労働省	<p>・女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。</p> <p>・女性の健康に関する企業の取組が進むよう、厚生労働省のポータルサイト「働く女性の心とからだの応援サイト」において、女性の健康に関する取組を行っている企業事例を掲載している。不妊治療と仕事との両立については、厚生労働省のホームページで各種情報提供を行うとともに、事業主等に対し、研修の実施及びマニュアル等を作成、配付するとともに、中小企業事業主に対する助成金の支給、労働者向け資料の作成・配付、働く女性向けに不妊治療に係る意識醸成のため広告を行った。</p> <p>・子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた取組については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者に対して、クーポン券を配付しているまた、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。</p> <p>さらに、令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作成した。</p>	<p>・「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。</p> <p>・「働く女性の心とからだの応援サイト」では、令和5年度に6,164,252ページビュー数を記録している。</p> <p>また、事業主、労働者等に周知啓発などを行うことにより、不妊治療と仕事との両立に係る理解の促進の一助となった。</p> <p>・自治体においては、受診率向上施策ハンドブック（第3版）を参考に、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を活用して、がん検診の受診勧奨を実施しているものの検診受診率については横ばいであり、一層の取組が必要である。</p>	<p>・引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。</p> <p>・厚生労働省の委託事業において、引き続き「働く女性の心とからだの応援サイト」を通じた企業事例の周知を図る。</p> <p>引き続き、不妊治療と仕事との両立に係る事業主等、労働者向け周知啓発を図っていく。</p> <p>・引き続き、がん検診の受診率向上に向けた取り組みを行う。</p>	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	-	厚生労働省「国民生活基礎調査」

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
711	⑤	<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <p>・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	経済産業省	<p>・職域における女性の健康増進を推進するため、この数年、健康経営度調査において女性の健康に関する設問を充実させており、職場等における女性の健康に関する研修等についても評価している。加えて今年度からは、多様な従業員が心身ともに健康に働ける環境整備という観点から、事由を問わない在宅勤務・テレワークの導入状況を含め、柔軟な働き方を確保するための企業の取組を評価することとしたところ。また、男女双方に若い世代から健康意識を高めてもらうための身近なテーマとしてプレコンセプションケアについての設問をアンケートとして新設した。</p> <p>・更に、健康経営優良法人認定事務局との連携により11月には女性の健康に関するシンポジウムを開催し、企業の取組好事例等を発信する予定。</p>	<p>・企業における女性の健康支援については、婦人科系がん検診への受診費用補助率が大規模企業部門で8割を越えるなど、取り組む企業は増加している。</p> <p>・他方で、取組の質の向上や、中小企業への浸透についてはまだ課題が残るため、さらなる普及啓発が必要である。</p>	<p>・健康経営の取組企業を中心に、女性の健康に関心のある企業をネットワーク化するためのシンポジウム開催や好事例集の作成及び効果検証事業を実施し、引き続き普及啓発を行う。</p>	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	-	-
712	⑤	<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <p>・暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラスメントなど）の予防に関する事項</p>	内閣府	<p>・平成13年度より、毎年度、「女性に対する暴力をなくす運動」（男女共同参画推進本部決定。11月12日から25日）を実施し、ポスター、リーフレットの作成・配布、動画を活用した広報等を行っている。</p> <p>・令和3年度より、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、各省庁や地方公共団体等と連携し、ポスターや動画の作成、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を展開している。</p>	<p>・平成13年度から毎年度実施している「女性に対する暴力をなくす運動」は国民運動として定着してきている。また、「若年層の性暴力被害予防月間」の実施等により、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう効果的な広報啓発の展開が図られている。</p>	<p>・配偶者等からの暴力の根絶に向けて、引き続き、必要な普及啓発等を行う。</p>	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
713	⑤	個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。 ・暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラスメントなど）の予防に関する事項	文部科学省	・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進している。	・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。	・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。	—	—	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
714	⑤	個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。 ・暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラスメントなど）の予防に関する事項	厚生労働省	・職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメント対策を事業主が一元的に行えるよう、総合的なハラスメントの対策を促す啓発用のパンフレットやポスター等の作成・配布等により、周知・啓発を図るほか、12月の「ハラスメント撲滅月間」にシンポジウムを開催し、集中的な周知広報を行っている。	・中小企業においてもハラスメント防止措置を講じることが義務付けられたことを踏まえ、周知・啓発を行っており、一定の効果があった。	・職場におけるハラスメント対策を事業主が一元的に行えるよう、広報等を通して、引き続き周知・啓発を行うとともに、法違反のある事業主に対して是正指導を行い、法律等の履行確保を図っていく。	—	—	—
715	⑤	個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。 ・睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、次世代に影響を与える行動に関する事項	こども家庭庁	・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取り組みは推進されている。	・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、相談体制の整備の観点からは一定の対応ができています。	・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
716	⑤	個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。 ・睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、次世代に影響を与える行動に関する事項	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。 ・「健康日本21（第二次）」に係る取組の一環として、 ・「健康づくりのための身体活動基準2013」等を活用し、身体活動・運動に関する普及啓発等に取り組んだ。 ・「健康づくりのための睡眠指針2014」等を活用し、睡眠に関する普及啓発等に取り組んだ。 ・受動喫煙の影響を特に受けやすい、妊婦や子ども、その家族などを対象としたイベント等において、喫煙と健康問題に関する普及啓発を行った。 ・食生活改善普及運動等を通じ、適切な量と質の食事をとる者の増加に向けて普及啓発等に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。 ・「健康日本 21（第二次）」の最終評価においては、 ・一日の歩数や運動習慣者の割合は変わらないと評価された。 ・睡眠による休養を十分にとれていない者の割合は増加しており、悪化していると評価された。 ・未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙、受動喫煙の機会を有する者の割合は目標値に達していないが、改善傾向にあると評価された。 ・適正体重を維持している者の割合と野菜摂取量の平均値は変化なし、食塩摂取量は改善傾向にあると評価された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。 ・令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」に基づき各領域の取組を推進する。 	-	-	健康日本21（第二次）最終評価報告書
717	⑤	個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。 ・睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、次世代に影響を与える行動に関する事項	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営優良法人認定制度においては、睡眠障害や業務中の眠気による生産性の低下予防に対する取組、食生活改善に向けた支援、運動習慣の定着に向けた支援、喫煙率を下げるための取組等を推進。令和6年度は、男女双方に若い世代から健康意識を高めてもらうための身近なテーマとして、プレコンセプションケアについての設問をアンケートとして新設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における従業員の健康支援の取組内容をより充実させるため、プレコンセプションケアを含めた健康経営の実践について、さらなる普及啓発が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営に関心のある企業を対象としたセミナーや実証事業を実施する他、健康経営優良法人認定事務局ポータルサイトを通じた情報発信やメディア・健康経営関連団体、関係府省との連携等により、引き続き普及啓発を行う。 	-	-	-
718	⑥	思春期から若年成人期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積・普及啓発を行い、相談体制を整備する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアについて、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」における取組の助成を行っている。 ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和5年度：96自治体であり、取組が推進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、相談体制の整備の観点から、一定の対応ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「性と健康の相談センター」の体制整備を推進する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
719	⑥	思春期から若年成人期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積・普及啓発を行い、相談体制を整備する。	文部科学省	・学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じたがん教育が実施されている。	・学習指導要領に基づいたがん教育が実施されている。	・引き続き、学習指導要領に基づいたがん教育の推進に努める。	-	-	平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説） https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/new-cs/1384661.htm
720	⑥	思春期から若年成人期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積・普及啓発を行い、相談体制を整備する。	厚生労働省	・情報の集積・普及啓発については、令和3年度より「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を実施し、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進している。当事業内では、都道府県や学会による普及啓発を行っている。 ・相談支援体制については、がん診療連携拠点病院等においては、令和4年8月1日発出の「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき、がん相談支援センターを設置し、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこととしているとともに、就学、就労、妊孕性の温存、アピランスケア等の相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましいとしている。	・「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」により、令和3年度は1061件、令和4年度は1727件（うち、妊孕性温存療法1560件、温存後生殖補助医療167件）と利用実績は増加傾向であることから、普及啓発について、一定の評価ができる。 ・がん相談支援センターにおける妊孕性・生殖機能に関する相談件数は、令和3年が2,131件、令和4年が2,607件と増加している。 ・また、AYA世代支援チームを設置しているがん診療連携拠点病院等の割合についても、令和4年度が23.03%、令和5年度が34.27%と増加をしている。	・引き続き研究の促進と事業の活用を推進していく。	-	-	-
721	⑦	喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努める。	子ども家庭庁	・成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項に規定する「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく国民運動として、妊産婦の飲酒率減少についても普及啓発を行っている。	・子ども家庭庁の母子健康手帳情報支援サイトにおいて、妊娠中や授乳中の喫煙・飲酒のリスクについて情報を提供した。	・引き続き、妊娠中や授乳中の喫煙・飲酒の0%を目指す。	-	-	https://sukoyaka21.cfa.go.jp/wp-content/uploads/2023/06/eibbpcrm_01.pdf

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
722	⑦	喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努める。	厚生労働省	・生活習慣病予防のための健康情報サイト（e-ヘルスネット）を通じて喫煙、受動喫煙及び飲酒に関する正確な情報の提供を実施している。	・e-ヘルスネットについては、近年は年間で約1,700万以上のアクセス数を記録している。 ※令和3年22,355,808 令和4年18,513,033 令和5年17,230,663	・引き続き、生涯を通じた健康づくりのための、喫煙、受動喫煙及び飲酒に関する正確な情報提供に向けた取組を継続していく。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
(ウ) 更年期									
723	①	女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・骨粗鬆症に起因する骨折予防を目的として、骨粗鬆症対策を推進するため、市町村が健康増進法に基づき実施する骨粗鬆症検診に対して補助を行っている。 (※) 補助金：負担割合【国1/3、都道府県1/3、市町村1/3】 【国1/3、政令指定都市2/3】 ・子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた取組については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者に対して、クーポン券を配付しているまた、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。 ・さらに、令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体においては、受診率向上施策ハンドブック（第3版）を参考に、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を活用して、がん検診の受診勧奨を実施しているものの検診受診率については横ばいであり、一層の取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」において、骨粗鬆症検診の受診率向上を目標に掲げ、市町村が実施する骨粗鬆症検診受診率向上に向けた取組を進める。 ・引き続き、がん検診の受診率向上に向けた取組を行う。 	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	-	厚生労働省「国民生活基礎調査」
724	②	性ホルモンの低下等により、心身に複雑な症状が発生しやすく、また更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期障害及び更年期を境に発生する健康問題の理解やホルモン補充療法等の治療の普及を含め、包括的な支援に向けた取組を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康の包括的支援に向けた研究事業（女性の健康の包括的支援実用化研究事業及び女性の健康の包括的支援政策研究事業）において、更年期における課題も含め、女性の健康に関し、その特性や女性をめぐる社会変化を踏まえた研究を進めている。 ・また、女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、更年期における心身の不調も含め、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研究事業において女性の健康に関する研究を推進し、新たなエビデンスの創出を目指すとともに、更年期における心身の不調も含めた女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
725	③	更年期に見られる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。 また、体調不良の際に利用できる休暇制度を導入する企業事例の収集にも取り組んでいる。 (基準) 47都道府県に設置した産業保健総合支援センターにおいて、企業の方々に対し女性特有の健康課題に関する相談対応や、産業医等に対する研修を実施している。 (雇均) 女性の健康に関する企業の取組が進むよう、厚生労働省のポータルサイト「働く女性の心とからだの応援サイト」において、女性の健康に関する取組を行っている企業事例を掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ヘルスケアラボ」では、令和5年度に9,021,270 ページビュー数を記録している。 (雇均) 「働く女性の心とからだの応援サイト」では、令和5年度に6,164,252ページビュー数を記録している。 	引き続き、更年期における心身の不調も含めた女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。	-	-	-
726	③	更年期に見られる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 職域における女性の健康増進を推進するため、この数年、健康経営度調査において女性の健康に関する設問を充実させており、職場等における女性の健康に関する研修等についても評価している。加えて今年度からは、多様な従業員が心身ともに健康に働ける環境整備という観点から、事由を問わない在宅勤務・テレワークの導入状況を含め、柔軟な働き方を確保するための企業の取組を評価することとしたところ。また、男女双方に若い世代から健康意識を高めてもらうための身近なテーマとしてプレコンセプションケアについての設問をアンケートとして新設した。 更に、健康経営優良法人認定事務局との連携により11月には女性の健康に関するシンポジウムを開催し、企業の取組好事例等を発信する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業における女性の健康支援については、婦人科系がん検診への受診費用補助率が大規模企業部門で8割を越えるなど、取り組む企業は増加している。 他方で、取組の質の向上や、中小企業への浸透についてはまだ課題が残るため、さらなる普及啓発が必要である。 	健康経営の取組企業を中心に、女性の健康に関心のある企業をネットワーク化するためのシンポジウム開催や好事例集の作成及び効果検証事業を実施し、引き続き普及啓発を行う。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
727	④	この時期は、更年期以降に発生する疾患やフレイルを予防するために重要な年代であることから、運動や栄養、睡眠などの生活習慣が老年期の健康に及ぼす影響について、老年期の心身の健康に資する総合的な意識啓発に取り組む。また受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組む。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康日本21（第二次）」に係る取組の一環として、 ・「健康づくりのための身体活動基準2013」等を活用し、身体活動・運動に関する普及啓発等に取り組んだ。 ・「健康づくりのための睡眠指針2014」等を活用し、睡眠に関する普及啓発等に取り組んだ。 ・食生活改善普及運動等を通じ、適切な量と質の食事をとる者の増加に向けて普及啓発等に取り組んだ。 ・食事摂取基準を活用した、高齢者のフレイル予防事業に取り組んだ。 ・令和5年度事業において、特定保健指導の被扶養者等に対する実施率の向上等に資する保険者の取組について好事例集を作成し、厚労省ホームページにおいて公表・周知を行った。 ・保険者の後期高齢者支援金の額に対し一定の率を加算又は減算を行う後期高齢者支援金の加算・減算制度において、評価指標に特定健診・特定保健指導の実施率等に係る項目を規定するとともに、保険者（都道府県・市町村）における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度において、取組評価の指標として、特定健診・特定保健指導の実施率等を評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康日本 21（第二次）の最終評価においては、 ・一日の歩数や運動習慣者の割合は変わらな」と評価された。 ・睡眠による休養を十分にとれていない者の割合は増加しており、悪化していると評価された。 ・適正体重を維持している者の割合と野菜摂取量の平均値は変化なし、食塩摂取量は改善傾向にあると評価された。 ・令和元年にフレイル予防ツール「食べて元気にフレイル予防」を作成し、市町村等で活用を促進した。（令和4年度23.9%） ・被扶養者に対する実施率が低い等の課題があることから、引き続き周知や制度の普及啓発等の取組が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」に基づき各領域の取組を推進する。 ・保険者が受診率向上に取り組めるよう好事例集の周知や制度の普及啓発を継続するとともに、特定健診・保健指導の実施に関する保険者の取組への評価を推進していく。 	-	-	健康日本21（第二次）最終評価報告書 特定健康診査・特定保健指導の実施率

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
(工) 老年期									
728	①	我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、口腔機能低下、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を実現する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康日本21（第二次）」において、ロコモティブシンドロームを認知している国民の割合の増加を目標として掲げ、ロコモティブシンドロームに関する周知啓発等に取り組んだ。 ・地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進しており、特に、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡充に取り組んでいる。 ・令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」については、策定の中間年となる令和4年度に施策の進捗を確認し、評価基準に基づく施策の評価や目標の見直しを実施。 ・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において60歳代における咀嚼良好者の割合の増加を目標として掲げ、都道府県等が実施する口腔機能維持向上に関する取組に対し、財政支援を行った。 ・令和2年4月から、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、介護予防や生活習慣病の重症化予防等を一体的に実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を進めている。 こうした取組を通じて健康寿命の延伸を図ることとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康日本 21（第二次）」の最終評価においては、ロコモティブシンドロームを認知している国民の割合は変わらないと評価された。 ・通いの場への参加率は上昇傾向にあり、令和4年度では6.2%となっている。 ・大綱の評価項目である認知症予防に関する取組の事例集作成や認知症予防に関する取組の実践に向けたガイドラインの作成、認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成等を行った。 ・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価においては、60歳代における咀嚼良好者の割合は変わらないと評価された。 ・令和6年度中に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を実施予定の市町村は1,708市町村（全体の98%）に広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」において、ロコモティブシンドロームの減少を目標としており、令和6年1月に公表した「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を活用し、ロコモティブシンドロームの予防についてさらなる普及啓発を行う。 ・自治体への支援等を通じ、引き続き通いの場をはじめとする介護予防の取組を推進していく。 ・大綱に基づく施策を着実に推進させるとともに、基本法に基づいて基本計画の策定を行い、認知症施策を総合的に推進していく。 ・口腔機能に影響する要因の変化は高齢期以前にも現れることから、令和6年度開始の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）において、「50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加」を指標として設定し、中年期から、口腔機能の低下の予防のための知識に関する普及啓発や口腔機能訓練等に係る歯科保健指導等の取組を行う。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、一体的実施の取組の質と量の拡充に向けて効果的・効率的な保健事業の取組を推進していく 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・健康日本21（第二次）最終評価報告書 ・介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況に関する調査 ・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 最終評価報告書 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る実施状況調査
729	②	加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態（フレイル状態）になることが多いことから、フレイルの進展予防対策を実施する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進しており、特に、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡充に取り組んでいる。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組において、フレイル予防も含めた生活習慣病等の重症化予防等に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場への参加率は上昇傾向にあり、令和4年度では6.2%となっている。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、令和2年度から取組が開始され、令和6年度中に全国1,708市町村、全体の98%で実施予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への支援等を通じ、引き続き通いの場をはじめとする介護予防の取組を推進していく。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、取組の質と量の拡充に向けて効果的・効率的な取組を推進していく。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況に関する調査 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る実施状況調査

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
2 医療分野における女性の参画拡大									
730	①	女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及する。	こども家庭庁	・病児保育 実績値（2022年度）：延べ97万人	・病児保育事業について、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に遂行していると考ええる。	・病児保育の整備等が円滑に進むよう、本事業を実施していく。	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合		
731	①	女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及する。	厚生労働省	・復職を含めた就職を希望する女性医師等に対し医療機関や再研修先の紹介等を行う女性医師バンクと、就業継続及び復職支援のための講習会等を実施する「女性医師支援センター事業」を実施している。 また、子どもを持つ医療従事者の離職防止や再就業を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の設置・運営に対する財政支援を実施している。 ・医師の働き方改革による産科医師の労働環境の改善を推進していくため、以下の事業を実施している。 ・「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 ・「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」	・女性医師等の復職支援等や、医療機関における院内保育や病児保育の整備等が円滑に進むよう、引き続きこれらの事業を実施していく必要がある。 ・医師の働き方改革による女性医師の更なる活躍に向けた勤務環境の改善を引き続き推進していく必要がある。	・引き続き、女性医師等の復職支援等や、医療機関における院内保育や病児保育の整備等が円滑に進むよう、これらの事業を実施していく。 ・引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	-	-
732	②	大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育サービスが利用できず活躍が阻害されることがないよう、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育サービスを利用しやすい環境を整備する。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。	こども家庭庁	・病児保育 実績値（2022年度）：延べ97万人 ・事業所内保育事業 入所児童数（2022年9月末時点）：11,782人 ・企業主導型保育事業 助成決定人数（2022年度）：105,393人 ・放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、受け皿の拡大を図っており、令和5年5月1日時点の登録児童数は、約146万人と過去最高値を更新し、着実に受け皿整備が進んでいる。	・病児保育事業について、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に遂行していると考ええる。 ・事業所内保育事業を含め保育所等については、新子育て安心プランによる支援等により、地域の特性に応じて、適切に整備がされていると考える。 ・企業主導型保育事業については、平成28年度の制度創設以降、政府の「子育て安心プラン」等に基づき、定員11万人分の受け皿整備に向けて取り組んできたところ、定員が概ね達成された。 ・「新・放課後子ども総合プラン」において、令和5年度末までに約152万人分の受け皿整備を行うことを目標と掲げていたが、令和5年5月1日時点の登録児童数は約146万人となった一方で、待機児童数は約1.6万人発生しており、プランの目標値の達成は困難であった。	・病児保育の整備等が円滑に進むよう、本事業を実施していく。 ・必要な事業所内保育の整備がされるよう、引き続き必要な支援などを行っていく。 ・定員11万人分の受け皿整備について、概ね目標は達成されたこと、また、待機児童数が全国的に減少していることを踏まえ、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しないこととしている。引き続き、企業等における両立支援の一環として質の高い保育に努めていく。 ・令和5年12月には、放課後児童対策の一層の強化を図るため、文部科学省と連携し、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、待機児童の解消に向けた取組を進めてきたところ。引き続き、早期に152万人分の受け皿整備の目標が達成できるよう、文部科学省とも連携し、市町村による整備を後押しすると共に、待機児童解消に取り組む。	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
733	②	大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育サービスが利用できず活躍が阻害されることがないよう、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育サービスを利用しやすい環境を整備する。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・（「民間のシッターサービスなど」のうち）各世帯の家事を代行する家事支援サービスについて、需要創出に向けた方策を検討するため、令和4年度に有識者検討会を実施し、中間報告の取りまとめを行った。加えて、令和5年度補正予算事業として、企業において多様な人材の活躍に向けた環境整備を行うことを目的に「家事支援サービス福利厚生導入実証事業」を実施しているところ。 ・供給面については、国家戦略特区における家事支援外国受入事業に関して、制度所管省庁等とともに令和4年度に制度改善を実施し、外国人材の適切な活用に向けた取組を実施してきたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要面については価格面や心理的抵抗感の払拭が必要であり、今年度実施中の「家事支援サービス福利厚生導入実証事業」を通じて、家事支援サービスを福利厚生として導入した企業及び利用した従業員に対する効果検証を行う。 供給面については、外国人材も含めた担い手の確保が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要面については「家事支援サービス福利厚生導入実証事業」の結果を踏まえて、需要創出に資する施策の具体化を検討。供給面については、国家戦略特区における家事支援外国受入事業の制度改善等を通じて、担い手の確保に向けた施策検討を進める。 	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	—	—
734	③	育児等により一定期間職場を離れた女性の医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・復職を含めた就職を希望する女性医師等に対し医療機関や再研修先の紹介等を行う女性医師バンクと、就業継続及び復職支援のための講習会等を実施する「女性医師支援センター事業」を実施している。 ・潜在看護職に対し求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの再就業の促進等を図る「中央ナースセンター事業」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性医師等の復職等が円滑に進むよう、引き続き本事業を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性医師等の復職等が円滑に進むよう、本事業を実施していく。 	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	—	—
735	④	改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、医療の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性医師等をはじめとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に、男女共同参画局から各種関係団体等に対して、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性職員の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進すること等を要請した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合は、第5次男女共同参画基本計画の成果目標（33.6%）には至っていないが、計画策定時（2018年）の31.8%から、最新値（2022年）の32.5%まで上昇し、改善の傾向は見られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も女性の参画拡大・女性の活躍推進に向けた積極的な取組を推進するよう、必要なタイミングで要請を行うことを検討する。 	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
736	④	改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、医療の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性医師等をはじめとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の働き方改革による医師の長時間労働の是正や主治医制の見直し等を推進していくため、以下の事業を実施している。 ・「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 ・「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」 ・医療の分野を含め中小企業を中心とした事業主を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会や個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の働き方改革による女性医師の活躍推進に向けた環境の整備が円滑に進むよう、引き続き本事業を実施していく必要がある。 ・個別コンサルティング等の実施を通じて、事業主をきめ細かに支援することで、企業の実態を捉えた行動計画の策定や行動計画に基づいた効果的な取組の推進に一定の効果があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。 ・女性活躍推進法に基づく行動計画の策定義務や、女性活躍に向けた具体的な取組について、引き続き周知啓発を行う。 	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	—	—
737	⑤	医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・医学教育においては、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において、「生涯にわたって共に学ぶ姿勢」に関する項目が盛り込まれており、各医学部においては、学生が生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を涵養するためのキャリア教育が推進されている。 ・なお、医学部等の関係者が集まる会議においても、学生に対するキャリア教育の充実に向けた更なる取組を要請している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国医学部長病院長会議等の医学部関係者が集まる会議等において、学生に対するキャリア教育の更なる充実について、各大学に対して学習目標を提示するとともに継続的に要請を行うことにより、各大学における取組の更なる充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部関係者が集まる会議等において、学生に対するキャリア教育の更なる充実について、各大学に対して要請していくこととしている。 	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	—	<参考指標> ・令和5年度要請回数：1回 ・令和6年度要請回数：3回（今後の見込みを含む）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
738	⑥	女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正當に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職へのイクボス研修等キャリア向上への取組を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策モデル構築や、シンポジウム等の普及・啓発等の経費を補助する「子育て世代の医療職支援事業」において、イクボスに関する講習会や研修会を実施している。 ・医師の働き方改革による医師の長時間労働の是正や主治医制の見直し等を推進していくため、以下の事業を実施している。 ・「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 ・「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」 ・個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因となっている無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）に向き合い対応するための啓発に関する研修動画及び、メンター制・ロールモデル等に関するマニュアル・好事例集の作成を実施している。 ・男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、管理職向けイクボスセミナーの開催や「イクボス宣言」の受付等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イクボス研修等キャリア向上等への取組が進むよう、引き続き本事業を実施していく必要がある。 ・医師の働き方改革を推進していくために、更なる医師の長時間労働の是正や主治医制の見直し等を引き続き推進をしていく必要がある。 ・研修動画やマニュアル・好事例集を厚生労働省ホームページ等で公開したことで、企業による女性役員・管理職育成に向けた取組に寄与している。 ・引き続き、イクボスセミナー等の取組を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、イクボス研修等キャリア向上等への取組が進むよう、本事業を実施していく。 ・引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。 ・個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因となっているアンコンシャス・バイアス向き合い対応するための啓発等の強化のため、人事労務担当者、事業主を対象としたセミナーを開催する。 ・引き続き、イクボスセミナー等の取組を進めていく。 	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	—	—

◆ 第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
3 スポーツ分野における男女共同参画の推進									
739	①	スポーツ指導者における女性の参画を促進するため、競技団体や部活動等の指導者を目指す女性競技者等を対象として、コーチングのための指導プログラムを活用し、女性特有の身体的特徴や、ニーズ等への配慮、ハラスメント等についての研修を実施する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本スポーツ協会(JSPO)と連携し、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応した資質能力の高い指導者として、「公認スポーツ指導者」を養成・認定。(4年に1度更新) ・（公財）日本スポーツ協会(JSPO)と連携してスポーツ指導におけるハラスメント防止・啓発セミナーを開催。 ・（公財）日本スポーツ協会(JSPO)をはじめとする関係6団体が主催する「NO！スポハラ活動」を後援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認スポーツ指導者の認定者数は順調に増加（令和5年度末時点約25万人）。 ・スポーツ界から暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を排除し、だれもが安全・安心にスポーツを楽しめる社会の実現を目指すNO！スポハラ活動も徐々に認知度を増してきており、（公財）日本スポーツ協会(JSPO)へのスポーツにおけるハラスメント相談件数は年々増加。「声をあげられる」「相談できる」環境が整備されつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、（公財）日本スポーツ協会(JSPO)をはじめと関係団体と連携し取組みを推進していく。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・公認スポーツ指導者認定者数 https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid248.html ・NO！スポハラ活動 https://www.japan-sports.or.jp/spohara/ ・JSPO暴力相談件数の推移 https://www.japan-sports.or.jp/clean-sport/tabid1355.html#yoboikeihatsu
740	②	令和元年6月にスポーツ庁が決定した「スポーツ団体がバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合（40%）達成に向けて、各中央競技団体における目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいない各中央競技団体をなくすための支援を行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体がバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合（40%）達成に向けて、スポーツ団体における女性役員をはじめとする多様な人材のマッチング支援や、女性役員等の登用の機運が醸成されるようスポーツ団体に対する研修会を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体における女性役員をはじめとする多様な人材の育成・マッチングに関する支援を行うことによって、スポーツ団体における女性理事の割合は徐々に増加しており、今後も引き続き競技団体のニーズに合わせた支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の数値（2024年10月頃を予定）を把握した上で、今後の課題を分析し、対応方針を検討したい。 	スポーツ団体における女性理事の割合	—	—
741	③	女性競技者の三主徴（利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症）に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けた取組を推進するとともに、女性競技者や指導者に対する啓発を実施する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ医・科学を活用した女性アスリート特有の健康課題解決に向けた研究に取り組んでいる。 ・また、成長期女子アスリートを対象とした講習の実施や、オンラインプラットフォームの構築を行い、事業で得た知見の現場への還元に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン・プラットフォームの公開が完了し、内容拡充に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく正しい知識の発信のための研究継続とともに、事業で得た知見還元のためのオンラインプラットフォームの拡充、周知を行っていく。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> オンライン・プラットフォーム「Female sport ナビ」 http://female-sport.jpnsport.go.jp

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
742	④	生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進する。	厚生労働省	・「健康日本21（第二次）」に係る取組の一環として、「健康づくりのための身体活動基準2013」等を活用し、身体活動・運動に関する普及啓発等に取り組んだ。	・「健康日本21（第二次）」の最終評価においては、一日の歩数や運動習慣者の割合は変わらないと評価された。	・令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」における身体活動・運動分野の取組を推進するため、令和6年1月に公表した「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を活用しさらなる身体活動・運動の普及啓発を行う。	-	-	健康日本21（第二次）最終評価報告書
743	⑤	関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体、企業等で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協同して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性における運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進する。	文部科学省	・Sport in Life推進プロジェクトでは、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%になることを目指している。 本事業では、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が豊かになるというSport in Lifeの理念に賛同いただいた民間企業、スポーツ団体、地方公共団体等で構成するコンソーシアムを設置し、そのコンソーシアムを情報や資源のプラットフォームとすることを通じ、関係機関・団体等の連携と、国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進するものである。	・本事業におけるコンソーシアムの加盟団体数やスポーツエールカンパニーの認定数の増加を通じ、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことに繋がっているものと考えられる。	・引き続き、民間企業、スポーツ団体、地方公共団体に向けて、Sport in Lifeの理念に賛同いただけるよう努めていく。	-	-	-
744	⑥	地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。	文部科学省	・全国約48,000人がスポーツ推進委員として地域の実態やニーズに応じた活動を実施している。スポーツ庁では、各自治体のスポーツ推進委員の養成・活用に努めていただくよう、都道府県の代表が集まる全国リーダー養成講習会や全国研究協議会等の講義で、国の動向、取組事例等を説明するなどの支援を実施。	・地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体において養成・活用に努めている。	・引き続き、（公社）全国スポーツ推進委員連合や都道府県スポーツ推進委員事務局等と連携し、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。	-	-	-
745	⑦	女性競技者の出産後の復帰を支援するとともに、競技生活と子育ての両立に向けた環境を整備する。	文部科学省	・スポーツ医・科学を利用した女性トップアスリートの産後の競技への早期競技復帰のためのトレーニング等の産前産後支援の実施と、託児所設置や、遠征時の育児支援、相談窓口の設置など、復帰後の育児と競技の両立支援を実施している。	・産前産後サポート対象者の満足度の割合増加 ・育児支援のニーズが増加しているため、支援の継続とニーズに応じた支援拡大に努めている。	・女性トップアスリートの支援を継続し、ライフイベントを競技の妨げと感じずに競技力の向上を目指せる女性アスリート割合の増加を目指し、引き続き支援を行っていく。また、トップアスリートから得た産後の競技早期復帰の知見を一般女性の早期社会復帰に活用することも見据えて研究を実施する。	-	-	R5支援実績「妊娠期・産後期・育児サポートの実施に関する事業成果報告 https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/business/female_athlete/program/tabid/1895/Default.aspx#sango

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
746	⑧	女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向けた取組を推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本スポーツ協会(JSPO)と連携し、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応した資質能力の高い指導者として、「公認スポーツ指導者」を養成・認定。(4年に1度更新) ・（公財）日本スポーツ協会(JSPO)と連携してスポーツ指導におけるハラスメント防止・啓発セミナーを開催。 ・（公財）日本スポーツ協会(JSPO)をはじめとする関係6団体が主催する「NO! スポハラ活動」を後援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認スポーツ指導者の認定者数は順調に増加(令和5年度末時点約25万人)。 ・スポーツ界から暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を排除し、だれもが安全・安心にスポーツを楽しめる社会の実現を目指すNO! スポハラ活動も徐々に認知度を増してきており、（公財）日本スポーツ協会(JSPO)へのスポーツにおけるハラスメント相談件数は年々増加。「声をあげられる」「相談できる」環境が整備されつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、（公財）日本スポーツ協会(JSPO)をはじめと関係団体と連携し取組みを推進していく。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・公認スポーツ指導者認定者数 https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid248.html ・NO! スポハラ活動 https://www.japan-sports.or.jp/spohara/ ・JSPO暴力相談件数の推移 https://www.japan-sports.or.jp/clean-sport/tabid1355.html#yobokehatsu
747	⑨	競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリートに対する写真・動画等による性的ハラスメントに係る対応として、令和4年7月、スポーツ庁からJOC(日本オリンピック委員会)等関係団体に対して、競技団体の取組事例や、事案に応じた相談窓口を周知。 ・令和6年4月、JOC等統括団体や競技団体における性的ハラスメントの防止に向けた取組等に関する調査を実施。同7月に、調査結果及び取組事例、各機関に設置されている相談窓口を取りまとめたうえ、関係団体へ周知・公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数度にわたる取組事例や相談窓口の周知により、一定競技団体等における問題の認知度や問題への取り組みやすさは向上していると推測される(過去調査がないため厳密な比較はできない)が、未だに取組めていない団体が複数存在する点については改善の余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案については継続的に警鐘を鳴らし続けることが肝要であり、引き続き随時関係団体等に対して周知・啓発を行っていく。 	-	-	<p>男女別のデータはなし。施策内容に対する定量的評価は困難であるが、参考として令和6年7月に発出した調査結果・取組事例・相談窓口等は以下のとおり。</p> <p>https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00043.html</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
748	⑩	スポーツ団体ガバナンスコードに基づき、各スポーツ団体における、競技者等に対する各種ハラスメント根絶に向けたコンプライアンス教育の実施を推進する。	文部科学省	・スポーツ団体ガバナンスコードに基づく各競技団体の取組が進むとともに、統括団体による適合性審査の実施により取組の実効化も図られている。	・統括団体による適合性審査の実施により引き続き実効化を図っていくとともに、競技団体が抱える課題等の把握に努める。	・スポーツ団体の適合性審査の実施により得られた課題及び好事例を踏まえ、スポーツ団体ガバナンスコードが適切に実効化されるよう支援を実施する。	—	—	スポーツ団体ガバナンスコード https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcetetop10/list/1412105.htm